○別府市人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成12年3月31日

規則第19号

(目的)

第1条　この規則は、別府市人権啓発センターの設置及び管理に関する条例(昭和54年別府市条例第9号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平21規則14・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第2条　別府市人権啓発センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2　センターの休館日は、次に掲げる日とする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3)　12月28日から翌年1月3日まで

3　前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、開館時間又は休館日を変更することができる。

(平21規則14・全改)

(使用の許可)

第3条　条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、別府市人権啓発センター使用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項に規定する申請があった場合でセンターの使用を許可するときは、別府市人権啓発センター使用許可書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(平21規則14・追加)

(使用者の遵守事項)

第4条　センターの使用の許可を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。

(2)　みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。

(3)　施設内において、許可を受けずに物品の販売若しくは陳列をし、又は看板その他の広告物の掲示若しくは配布をしないこと。

(4)　使用を許可されていない場所に出入りをしないこと。

(5)　その他職員の指示に従うこと。

(平21規則14・追加)

(使用の制限)

第5条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターの使用を拒否し、又は退去を命じることができる。

(1)　公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者

(2)　泥酔者その他他人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(3)　他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者

(4)　施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(5)　前各号に掲げる者のほか、管理上支障があると認められる者

(平21規則14・追加)

(使用料の減免)

第6条　別府市使用料の徴収に関する条例(昭和39年別府市条例第19号)第8条第1項の規定によりセンターの使用料を減額又は免除する場合は、次のとおりとする。

(1)　市又は別府市教育委員会が主催する行事に使用する場合は、使用料を免除する。

(2)　人権教育又は人権啓発に関する団体が使用する場合は、使用料を免除する。

(3)　その他市長が公益上特に必要と認める場合は、使用料を減額又は免除する。

2　センターの使用料の減額又は免除を受けようとする者は、別府市人権啓発センター使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3　市長は、前項に規定する申請があった場合でセンターの使用料の減額又は免除を決定したときは、別府市人権啓発センター使用料減免決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(平21規則14・追加)

(運営委員会の組織)

第7条　条例第11条の規定により置く人権啓発センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、委員15人以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　地区住民の代表者

(2)　学識経験者

(3)　市の職員

(4)　その他市長が必要と認める者

3　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、再任されることができる。

(平21規則14・追加)

（運営委員会の委員長及び副委員長）
第8条　運営委員会に委員長及び副委員長1人を置く。
2　委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
3　委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
（平21規則14・追加）

（運営委員会の会議）
第9条　運営委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
2　運営委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
（平21規則14・追加）

（運営委員会の庶務）
第10条　運営委員会の庶務は、人権教育啓発担当課において処理する。
（平21規則14・追加）

（委任）
第11条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。
（平21規則14・旧第3条繰下・一部改正）

附　則
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附　則（平成13年3月30日規則第11号）抄
（施行期日）
1　この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附　則（平成19年3月30日規則第14号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則（平成21年3月31日規則第14号）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号

(平21規則14・全改)

別府市人権啓発センター使用申請書

年　　月　　日

別府市長　　　　　　　　　　殿

住所

氏名又は名称

電話

次のとおり使用を申請します。

1　使用者(団体)名	
2　使用日時	
3　使用施設	
4　使用目的	
5　使用人数	
6　その他	

上記申請について、次のとおり決定いたしたい。

課長	所長	係長	担当	起案
				決裁
				施行

決定区分	□　許可する　□　許可しない
使用料	円
領収書番号	

様式第2号

(平21規則14・全改)

別府市人権啓発センター使用許可書

年　　月　　日

殿

別府市長　　　　　　　印

年　　月　　日付けで申請されました別府市人権啓発センターの使用について、次のとおり許可します。

1　使用者(団体)名	
2　使用日時	
3　使用施設	
4　使用目的	
5　使用料	円
6　特に付した条件	

様式第3号

(平21規則14・追加)

<table>
<tr><td colspan="8">別府市人権啓発センター使用料減免申請書

年　　月　　日

別府市長　　　　　　　　殿

住所
氏名又は名称
電話

次のとおり申請します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">1　使用者(団体)名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="3">2　使用日時</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="3">3　使用施設</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="3">4　使用目的</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="3">5　申請区分</td><td colspan="5">□　免除　　　□　減額</td></tr>
<tr><td colspan="3">6　申請理由</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="8">上記申請について、次のとおり決定いたしたい。</td></tr>
<tr><td>課長</td><td colspan="2">所長</td><td colspan="2">係長</td><td>担当</td><td colspan="2">起案</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="2">決裁</td></tr>
<tr><td colspan="2">施行</td></tr>
<tr><td colspan="2">決定区分</td><td colspan="6">□　許可する　　　□　許可しない</td></tr>
<tr><td colspan="2">決定理由</td><td colspan="6">施行規則第6条　□　第1号該当　　　□　第2号該当
□　第3号該当</td></tr>
<tr><td colspan="4">規定使用料</td><td colspan="3">減免額</td><td>減免後の使用料</td></tr>
<tr><td colspan="4">円</td><td colspan="3">円</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

様式第4号

(平21規則14・追加)

別府市人権啓発センター使用料減免決定通知書

年　　月　　日

殿

別府市長　　　　　　　　印

年　月　日付けで申請されました別府市人権啓発センターの使用料の減免について、次のとおり決定しましたので通知します。

1　使用日時			
2　使用施設			
3　決定区分	□　免除　　　□　減額		
	規定使用料	減免額	減免後の使用料
	円	円	円
備考			